

建築基準法の概要


建築基準法は、国民の生命、健康、財産を守るため、建築物に求められる性能などのうち、建築物やそれによって構成される市街地の安全、衛生等を確保するために必要な基準が定められています。

①建築物の安全・衛生を確保するための基準

建築物の使用者の生命、健康等を守るための次のような基準で、すべての建築物に適用されます。

地震、台風積雪等に対する

建築物の 安全性の基準



火災による延焼、倒壊の防止、
会談までの避難施設の設置等に関する

火災時の 安全性の基準



居室の採光、換気、
給排水設備、衛生設備等の

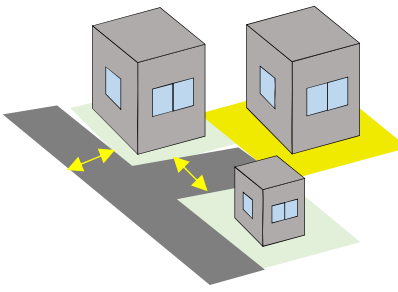
環境衛生に 関する基準



②市街地の安全、環境を確保するための基準

良好な市街地環境を確保するための次のような基準で、原則として都市計画区域内の建築物に適用されます。

敷地が一定の幅員以上の
道路に接することを
求める基準



都市計画において
定められた用途地域ごとに
建築することができる
建築物に関する基準



建築物の容積率
建蔽率の制限
高さの制限、日影規制 等に
関する基準

